

地方税財政基盤の確立に関する緊急決議

政府は、この度「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」を取りまとめ、三位一体改革に関して目標の大枠を設定するとともに、国庫補助負担金の廃止に伴う税源移譲について基幹税の充実を基本に行うことなど、改革の道筋を示したが、これは「国と地方の改革」の出発点となるものであり、評価したい。平成16年度以降の予算編成及び税制改正において、地方公共団体の意見を十分に踏まえ、その具体化を図ることを強く求める。

一方、地方財政の現状は、年間約17兆円に上る財源不足が生じているが、この危機的な財政状況を解決するためには、地方自らが従来にも増して歳出削減など財政健全化のための行財政改革に真剣に取り組むとともに、国においては、平成16年度の地方財政対策において、地方税源の拡充を中心とした地方税財源の充実強化を図り、更なる赤字地方債への依存に歯止めをかけ、地方財政の安定的な運営を確保することが必要である。

さらに、眞の地方分権を確立するため、歳出面における国の関与を縮小し、国庫補助負担金・直轄事業負担金の廃止・縮減を積極的に進めるとともに、個人住民税・地方消費税等の基幹税への税源移譲を含む抜本的な税源配分の見直しを行い、地方歳出と地方税収入の乖離を縮小し、自主・自立的な行財政運営ができる地方税財政基盤を構築するなど、地方税財源の充実強化が図られなければならない。

以上、緊急に決議する。

平成15年7月17日

全 国 知 事 会